

## つくばみらい 相談事例

### 契約は慎重に

近所の家の屋根修理をしている業者に、安く工事をしてあげると声をかけられました。契約の際、注意することはありますか。

訪問販売で悪質と思われる業者の中には、「早く工事をしないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明をせずに、工事が終わってから高額な工事代を請求するケースがあります。

当市では、震災直後に緊急措置として壊れた瓦やブロックなどの収集をしていましたが、現在は行っておりません。不要になった**瓦の処分費用は、消費者の負担**になります。**処分費用まで含んだ見積り**を複数の業者からもらい、**工事内容や金額を十分検討したうえで契約**をして下さい。

また、訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから 8 日間以内であれば、たとえ工事が終わっていても、クーリング・オフによる契約解除ができます。

何かトラブルにあったり、不明な点があれば、お気軽に消費生活センターにご相談下さい。